

令和6年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

提出期限は1月31日(水)です。

新型コロナウイルス感染症予防のため、郵送又は電子申告での申告にご協力をお願いいたします。

《電子申告（エルタックス）等により申告される方へ》

従来「所有者コード」として使用していた番号は「整理番号」に変更されています。そのため、会計ソフトやエルタックスで作成して申告される場合は、市が送付した申告書右上の「整理番号」を転記していただきますようご協力をお願いいたします。

チェックシート

提出前の確認にご活用ください。

	項目	チェック欄
1	<u>整理番号</u> は記載されていますか（初めて申告される方は不要です）。	
2	住所・氏名・電話番号は記載されていますか。	
3	『種類別明細書（増加・全資産用）』の資産種類・名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数・増加事由に記載漏れはありませんか。	
4	『種類別明細書（減少資産用）』の資産種類・資産コード・名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数・減少事由及び区分に記載漏れはありませんか。	
5	電算処理方式の場合、全資産の種類別明細書は添付されていますか。	
6	控えのご返送を希望される場合、 <u>切手を貼った返信用封筒</u> を同封されていますか。	

船橋市税務部資産税課

申告書を郵送される場合の宛先として、ご利用ください。

〒273-8501
千葉県船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市役所税務部
資産税課償却資産係 行

《 目 次 》

はじめに	1
必ずお読みいただきたいこと	2
償却資産（固定資産税）の申告から納税までの流れ	3
1 償却資産について	4
(1) 償却資産とは	4
(2) 申告の対象となる償却資産	4
(3) 申告の対象とならない償却資産	4
(4) 家屋と償却資産の区分	5
(5) 建築設備における一般的区分例	6
(6) 業種別主な償却資産の例	7
(7) 国税との主な違い	8
2 償却資産の申告について	9
(1) 申告していただく方	9
(2) 提出していただく書類	9
3 評価額、税額等の計算について	10
(1) 評価額の計算方法	10
(2) 税額の計算方法	10
(3) 中古資産の耐用年数	10
(4) 耐用年数に応ずる減価率表・減価残存率表	11
4 課税標準の特例、非課税及び減免について	12
(1) 課税標準の特例が適用される償却資産	12
(2) 非課税となる償却資産	12
(3) 固定資産税の減免が適用される資産	12
5 調査協力をお願い	13
(1) 実地調査について	13
(2) 虚偽の申告をした場合又は申告をしない場合	13
(3) 実地調査に関する市の方針や説明	13
6 マイナンバー（個人番号）の記載について	13
7 記載例	14
(1) 償却資産申告書	14
(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）	16
(3) 種類別明細書（減少資産用）	18
8 お問い合わせ先及び申告書の提出先	20
(1) お問い合わせ先	20
(2) 申告書の受付場所と受付時間	20
(3) 各出張所・連絡所及びフェイスへのアクセス	20

はじめに

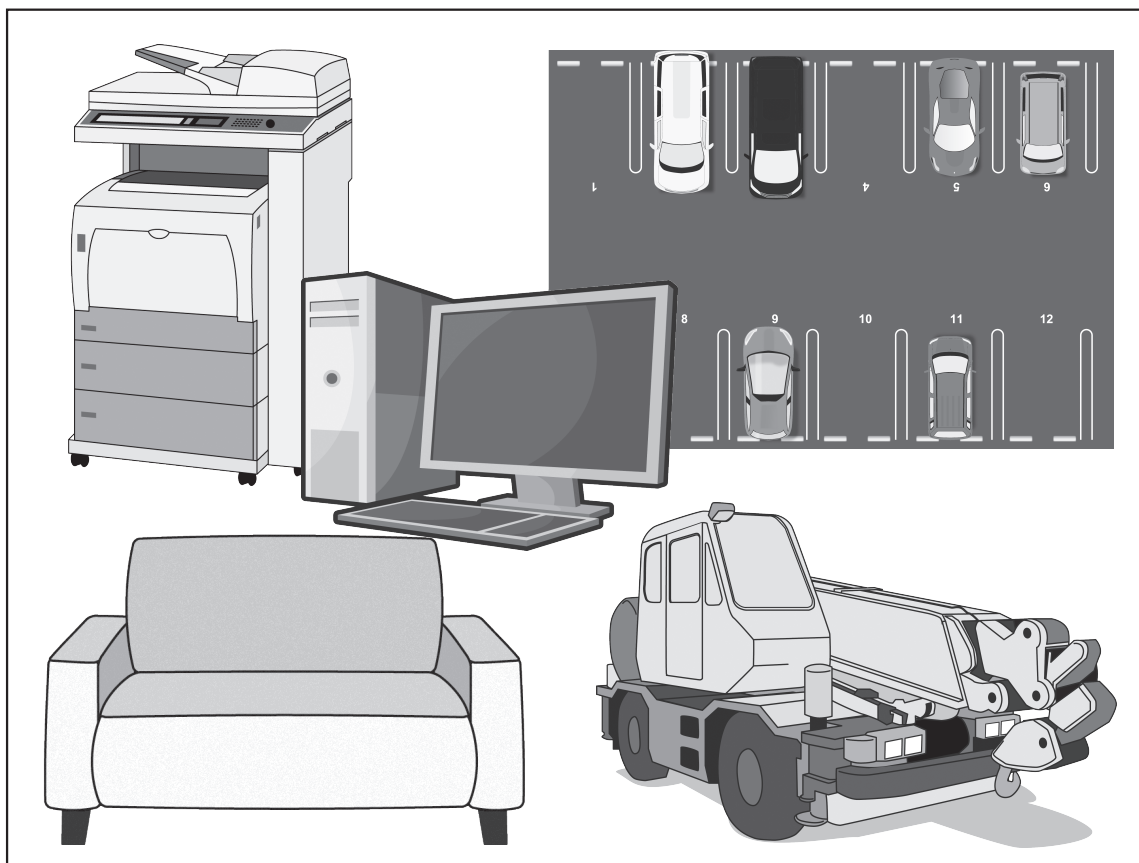
平素より本市税務行政に格別のご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、償却資産（固定資産税）の申告の時期が近づいてまいりました。

固定資産税は、土地・家屋だけでなく、事業用の資産にも課税され、その所有者の方は1月1日現在に所有している該当資産について、**令和6年1月31日(水)**までに「償却資産申告書」（以下「申告書」といいます）の提出が必要です。

具体的には、法人や個人が事業用として所有している資産（工場の機械、賃貸住宅や駐車場等の外構や舗装工事、店舗の看板や冷蔵庫などの備品等）が申告の対象となります。

つきましては、この「申告の手引き」をご覧の上、上記期限までに必ず申告書をご提出くださいますようお願いいたします。



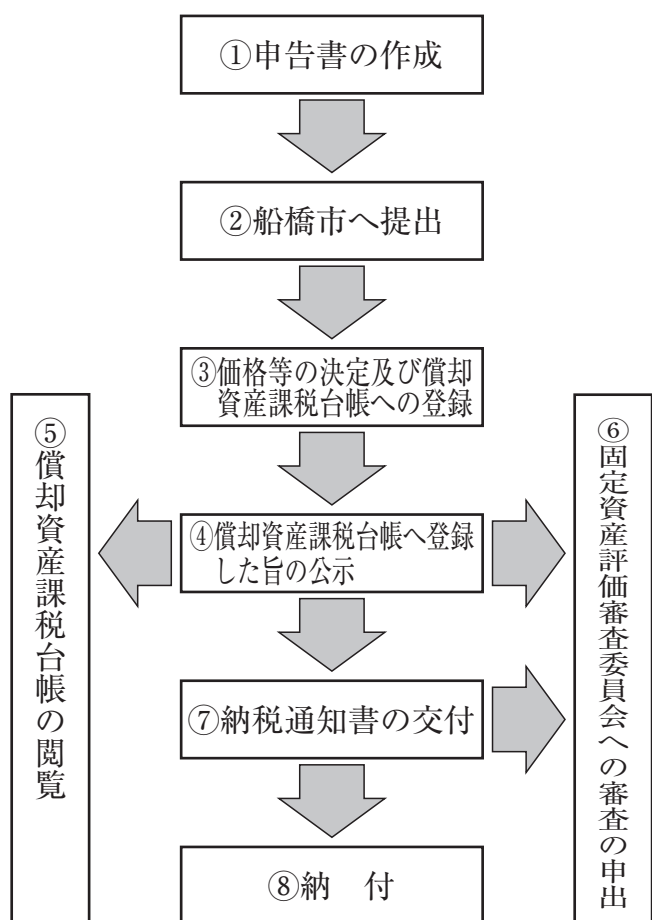
必ずお読みいただきたいこと

申告書の提出等について

- 1) 申告書の提出は市役所資産税課のほか、各出張所・連絡所（20ページ参照）等でも受け付けております。なお、郵送による申告書の提出も可能です。（〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号 船橋市役所税務部資産税課「償却資産係」宛）
また、申告書の記載方法や申告資産等でご不明な点がございましたら、市役所資産税課「償却資産係」（TEL：047-436-2232（直通））までお問い合わせください。
- 2) 申告書及び添付していただく種類別明細書は、各出張所、連絡所等の受付窓口のほか、市内各公民館にも備えております。また、船橋市のホームページ（<https://www.city.funabashi.lg.jp/>）上の「償却資産の概要」からダウンロードすることもできます。
- 3) 申告書の控えに船橋市の受理印が必要な場合は、提出用、入力用、控用の3枚複写のまま提出してください。なお、郵便で返送を希望される方は、返信先を記入した返信用封筒に必ず切手を貼付の上、同封してください。
- 4) 申告書を提出する際、個人事業主の方は、「所得税青色申告決算書又は収支内訳書の減価償却費の計算欄」・「工事見積内訳書」、法人の方は、「固定資産台帳」・「法人税申告書別表16（1）、（2）」・「工事見積内訳書」の写しの添付にご協力をお願いいたします。なお、上記資料中に他市の資産も含まれている場合には、お手数ですが、船橋市に所在する資産の備考欄等に「船橋市」と明示いただけますようお願いいたします。
※市役所に来庁し、その場で申告書を記入して提出する場合は、必ず上記資料をご持参ください。
- 5) 地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用し、インターネットによる申告も受け付けています。
詳しくは、eLTAXのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。
- 6) 申告内容に誤り等があった場合の遡及して賦課決定する期間（増加による追加課税及び減少による還付）は法令により5年間と定められておりますのでご理解ください。
- 7) 共有資産をお持ちの方は、連帯納税義務者になるため、持分に応じての申告はできません。必ず共有代表者及び共有者全員の連名による一件の申告書でご申告ください。
（例 代表者 船橋太郎、共有者 船橋花子、船橋一平、船橋サヤカ）
- 8) 申告書に記載されたマイナンバー（個人番号）については、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）をさせていただきます。13ページ「6. マイナンバー（個人番号）の記載について」をご参照ください。

※本資料に記載された内容は、法令等の改正により変更される場合があります。

償却資産（固定資産税）の申告から納税までの流れ



①申告書の作成

この手引きをお読みいただき、申告書、種類別明細書を作成してください。

②船橋市へ提出

作成した申告書を、提出期限（表紙参照）までに船橋市へ提出してください。

③価格等の決定及び償却資産課税台帳への登録

償却資産の価格等は、申告及び調査に基づいて決定し、償却資産課税台帳に登録されます。また、償却資産課税台帳に登録された方が納税義務者となります。

④償却資産課税台帳へ登録した旨の公示

価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を市長が公示します。

⑤償却資産課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳は、4月1日（土・日・祝日を除く）から所有者の閲覧に供します。

⑥固定資産評価審査委員会への審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、課税台帳に登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月以内に、文書をもって船橋市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

また、この審査の申出に対する決定を経た場合において、なお不服があるときは、当該決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

⑦納税通知書の交付

下記の算式により税額を算出した後に、納税通知書を作成し、納付書と共にお送りいたします。

税額 = 課税標準額 × 税率 [100分の1.4]

申告資産の課税標準額の合計が150万円（免税点）未満の場合は固定資産税がかかりませんが、その場合でも資産状況の確認のための申告が必要です。

※課税標準とは賦課期日（1月1日）現在の償却資産の価格（評価額等）で償却資産課税台帳に登録された価格をいいます。

⑧納付

4月初旬に納税通知書及び納付書をお送りします。税額は年4回に分けて納付していただきます。また、全額を1期にまとめて納付していただくことも可能となっております。

また、納付方法については口座振替等でのお支払いもできますので、納税通知書の裏面等をご参照又はお問い合わせください。問い合わせ先 税務課（047-436-2243）

1. 償却資産について

(1) 償却資産とは

「償却資産」とは、土地及び家屋以外の事業用資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入される固定資産のことです。

具体的には、工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を「償却資産」といいます。

償却資産を所有している方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の償却資産の所有状況を申告していただくことになっております。

申告時には、法人の方は固定資産台帳や法人税申告書別表16（2）等を、個人の方は所得税の申告における減価償却費の計算欄、固定資産を管理している帳簿等をもとに申告書へ記入してください。

業種別の主な償却資産の例は7ページをご参照ください。

(2) 申告の対象となる償却資産

（令和6年1月1日現在、事業の用に供することができる資産）

① 土地、家屋以外の有形固定資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入される資産

なお、以下の資産も申告が必要となりますのでご注意ください。

ア 償却済資産（減価償却が終わり、帳簿上備忘価額で計上されている資産）

イ 建設仮勘定で経理されている資産（賦課期日までに完成し、事業の用に供されている資産）

ウ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）

エ 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）

オ 簿外資産（帳簿上は記載されていなくても、本来は減価償却が可能な資産）

カ 決算期以降に取得された資産で未だに固定資産勘定に計上されていない資産

キ 借用資産（リース資産）であっても、契約の内容が所有権留保付割賦販売と同様である資産

② 耐用年数が1年以上で、かつ取得価額（1個又は1セット当り）が10万円（取得時期によっては20万円）以上の資産

③ 賃借人（テナント）が施工した内装、造作、建築設備等の資産

賃借人（テナント）が施工した内装、造作、建築設備等の資産につきましては、賃借人（テナント）が所有する償却資産とみなされますので、賃借人（テナント）が同資産を建物又は建物附属設備のいずれとして処理しているかにかかわらず、申告していただく必要があります。（地方税法第343条第10項及び市税条例第54条第8項）

(3) 申告の対象とならない償却資産

次に掲げる資産は、原則として償却資産に該当しませんので申告の必要はありません。

ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの ※大型特殊自動車は申告が必要。

イ 無形固定資産（ソフトウェア、鉱業権、漁業権、特許権等）

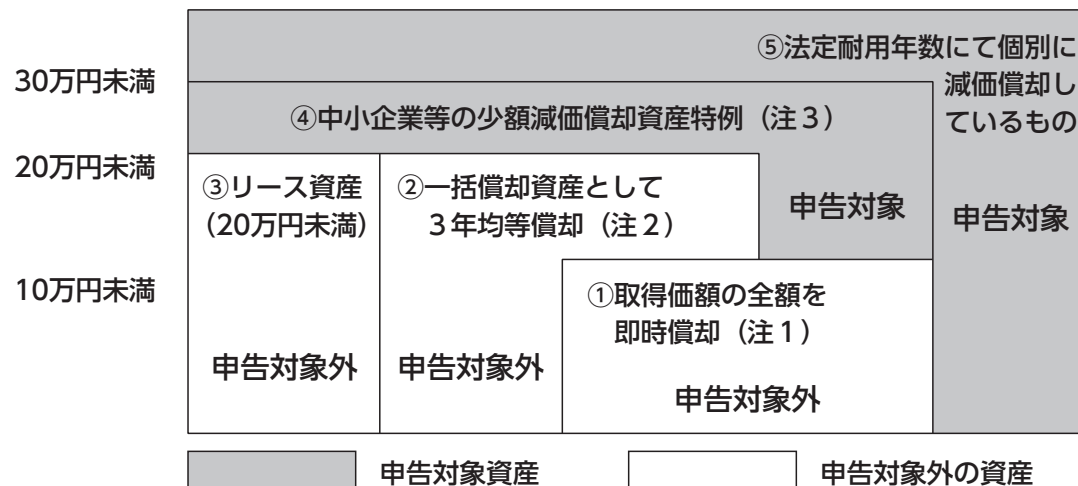
ウ 繰延資産（創立費、開業費等）

国税申告における償却方法と取得価額による申告対象一覧

次に掲げる資産は固定資産税（償却資産）において申告対象となりません。

- ①取得価額10万円未満の資産のうち取得価額の全額を即時償却（注1）したもの
- ②取得価額20万円未満の資産のうち一括償却資産として3年均等償却（注2）したもの
- ③地方税法施行令第49条ただし書きにより、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満のもの

租税特別措置法を適用して損金算入した資産は、取得価額の全額を即時償却した場合でも、償却資産申告対象となりますので、ご注意ください（下図を参照してください）。



注1 令和4年4月1日以後に取得し、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産は①の適用ができず、⑤の適用が義務付けられるため、償却資産申告対象に変更となります。

注2 令和4年4月1日以後に取得し、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産は②の適用ができず、⑤の適用が義務付けられるため、償却資産申告対象に変更となります。

注3 令和4年4月1日以後に取得し、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産は④の適用ができず、⑤の適用が義務付けられますが、償却資産申告対象であることに変更はありません。

(4) 家屋と償却資産の区分

家屋には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられておりますが、固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価します。

① 家屋と設備等の所有者が同じ場合

家屋と設備の所有者が同一の場合、以下のものは償却資産として評価します。

- ア 独立した機器としての性格の強いもの（受変電設備等）
- イ 特定の生産業務の用に供されるもの（工場の動力源である電気設備等）
- ウ 取り外しが容易で別の場所に自在に移動できるもの（簡易間仕切り、ルームエアコン等）
- エ 屋外給排水設備、屋外電気設備、屋外ガス設備

② 家屋と設備等の所有者が異なる場合

家屋の所有者と異なる者（賃借人）が貸しビル・貸店舗等に施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。

(5) 建築設備における一般的区分例

区分	設備の分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの
電気設備	受変電設備	設備一式（配線、配管を含む）	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機設備（配線、配管を含む）	
	電力引き込み設備	設備一式（配線、配管を含む）	
	中央監視制御装置	装置一式（配線、配管を含む）	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用動力配線設備一式（動力分電盤、動力操作盤、手元開閉器、ワイヤリングダクト、配管、配線など）	左記以外の場合
	電灯照明設備	屋外の照明設備（照明器具、配線、配管）	屋内の照明設備（照明器具、配線、配管）
	電話設備	電話機、交換機などの装置	配線、配管
	LAN設備	設備一式	
	防犯設備	カメラ	通報装置、配線、配管
	インターホン設備		設備一式
	拡声装置	マイクロホン、スピーカー、アンプなどの装置	配線、配管など
	テレビ設備	受像機（テレビ）	テレビ共聴設備一式（アンテナ、ブースターアンプ、分配器、整合器、ケーブル、配管など）
衛生設備	給水設備	屋外の給水設備、特定の生産又は業務用給水設備	屋内の給水設備（配管、高架水槽、バルブ、ポンプ、屋内受水タンク、ボールタップ、カランなど）
	排水設備	屋外の排水設備、特定の生産又は業務用排水設備	屋内の排水設備（配管、バルブ、ポンプなど）
	中央式給湯設備	屋外の配管	ボイラー、オイルタンク、ストレージタンク、温度調節弁、ポンプ、屋内の配管、バルブ、カランなど
	局所式給湯設備	給湯器（流し用等）	給湯器（浴室、床暖房用等）、給湯管
	浄化槽設備	屋外浄化槽、配管	
	衛生器具設備		屋内器具設備（大便器、小便器、洗面化粧台、浴槽、ユニットバス、ユニットシャワー、キッチンユニットなど）
ガス設備		屋外（メーターから外側）の配管	屋内の配管、バルブ、ガスカランなど
空調設備	空調設備 換気設備 冷暖房設備	ルームエアコンディショナー（ウインド型、壁掛型）	中央空調設備一式（冷凍機、冷却塔、ボイラー、オイルタンク、ポンプ、配管、ダクト、バルブ、空調機、吹出口、吸込口、ダンパー、自動制御機器など） 個別空調設備一式（マルチシステム、パッケージシステム）換気扇、天井扇、ベンチレーター
防災設備	火災報知設備		設備一式（受信機、副受信機、感知器、配管、配線、P型手動発信機など）
	消火設備	消火器、ホース、ノズル、ガスボンベなど	消火栓設備（消火ポンプ、配管、バルブ、消火栓など）ドレンチャー設備、スプリンクラー設備、不活性ガス消火設備、泡消火設備
運搬設備		気送子、搬送個（病院のカルテ運搬用）、工場などのベルトコンベアー、垂直連続搬送機	気送管設備、エレベーター設備、ダムウェーター設備、エスカレーター設備
清掃設備		移可動の清掃機器	窓ふき用ゴンドラ（構造上、家屋と一体となっているもの）
厨房設備		事業用の設備一式（百貨店、旅館、ホテル、飲食店、病院、社員食堂など）	
特殊設備		機械式駐車場設備、劇場照明設備、劇場スクリーン、金庫室内装、POSシステム、CDブース、独立焼却炉、太陽光発電設備（屋根建材一体型を除く）	劇場等の舞台、舞台転換用装置、固定椅子、ルーバー、金庫扉、造り付けカウンター、造り付け家具、（構造上、家屋と一体となっているもの）
その他		簡易間仕切、カーテン、ブラインド、避難器具、集合郵便受、夜間金庫、文字看板、袖看板、広告塔	シャッター

（注）一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例によらない場合もあります。

(6) 業種別主な償却資産の例

各業種 共通のもの	駐車（輪）場設備・受変電設備・舗装路面・庭園・門・扉・外構・外灯・ネオンサイン・広告塔・中央監視装置・看板・簡易間仕切・応接セット・エアコン・パソコン・コピー機・テレビ・金庫・レジスター・消火器・陳列棚・陳列台・陳列ケース・自動販売機・冷蔵庫・冷凍庫・事務機器・福利厚生設備など
不動産貸付業	予備電源設備・機械式駐車設備・外構工事・門扉・フェンス・植込工事・外灯・上下水道管の埋設管など
喫茶店・飲食店	接客用家具・備品・厨房設備・カラオケセット・室内装飾品・製麺機・日よけなど
理容業・美容業	理（美）容椅子・洗面設備・消毒殺菌用機器・タオル蒸器・ドライヤー・パーマ器・サインポールなど
クリーニング業	洗濯機・脱水機・乾燥機・プレス機・ミシン・ビニール包装設備など
医院・ 歯科医院・ 薬局業	各種医療機器（ベッド・手術台・X線装置・心電計・電気血圧計・脳波測定器・CTスキャン・消毒殺菌用機器・歯科診療用ユニット・投影器・光学検査機器など）・薬品戸棚など
工場	動力配線・旋盤・ボール盤・プレス機・金型・洗浄給水設備・構内舗装・溶接機・貯水設備・各種工具など
パチンコ店・ ゲームセンター	パチンコ台・パチスロ台・ゲームマシン・両替機・玉貸機・屋外駐車場・島工事・POSシステム・広告塔など
印刷業	各種印刷機・活字盤鑄造機・裁断機など
建設業	大型特殊自動車・ポンプ・ポータブル発電機・ブルドーザー・パワーショベル・クレーン・コンクリートカッター・ミキサー・各種工具など
ガソリン給油所	ガソリン計量器・リフト・充電器・コンプレッサー・照明設備・地下タンク・洗車機・構内装置・独立キャノピーなど
自動車整備業	旋盤・溶接機・充電器・コンデンサー・各種工具・リフト・事務機器など
食肉・鮮魚販売業	肉切断機・挽肉機・ポンプ・ショーケース・冷蔵設備など
金属製品 組立加工業	旋盤・ボール盤・定盤・フライス盤・プレス・カッター・研磨機・溶接機・クレーン・コンプレッサー・各種工具など
ホテル・旅館業	厨房設備・自家発電装置・接客用備品など
農業	耕運機・ビニールハウス・梨棚・ネット・選果機・精米機・農機具など
漁業	漁船・漁網・ノリ漉き機・ノリ乾燥機など
カラオケボックス	カラオケセット・接客用家具・照明設備など

※ 美術品等の申告について

国税上、美術品等については時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除いて、取得価額が1点100万円未満であるもの等が減価償却資産として取り扱われることになりました。そのため減価償却資産として取り扱う美術品等については、償却資産として市へ申告をお願いいたします。

なお、1点100万円以上であっても価値減少が明らかなものについては申告の対象となりますので、ご注意ください。

(7) 国税との主な違い

項 目	国税（法人税・所得税）	地方税 償却資産（固定資産税）
償却計算の期間	事業年度又は暦年	暦年
減価償却の方法	○定額法、定率法の選択制 ●建物及びH28. 4. 1以降 取得の建物附属設備・ 構築物は定額法のみ ○選択しない場合 ●法人税・・・定率法 ●所得税・・・定額法	○定率法 ●減価率は 『固定資産評価基準』で 定められているもの (P11表参照)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1／2）
圧縮記帳（注1）	認められます	認められません
特別償却・割増償却（注2）	認められます	認められません
少額減価償却資産の即時償却（注3）	認められます	認められません
増加償却（注4）	認められます	認められます
耐用年数の短縮（注5）	認められます	認められます
最低帳簿価額と最低評価額	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5
改良費（資本的支出）	原則区分評価	区分評価 (改良を加えられた資産と改 良費を区分して評価する)

(注1) 圧縮記帳とは、法人税等の申告において、国庫補助金や保険金等を受領して資産を取得した場合、取得した資産の価額から国庫補助金等の受贈益に相当する額を控除した額を取得価額とすること。

(注2) 特別償却とは、資産の取得時に、普通償却のほかに、その取得価額に一定割合を乗じて計算した金額を必要経費又は損金の額に算入する制度のこと。割増償却とは、普通償却のほかに、年分又は事業年度の普通償却の額又は普通償却限度額に一定割合を乗じて計算した金額を必要経費又は損金の額に算入する制度のこと。

(注3) 中小企業者に該当する個人又は法人等が、30万円未満の減価償却資産を取得された場合、1年又は1事業年度における当該減価償却資産の取得価額の合計額300万円を限度に、その全額を必要経費に算入又は損金算入することができる。

(注4) 増加償却とは、機械及び装置の使用時間が、事業の通常の経済事情における機械及び装置の平均的な使用時間を超える場合に、償却額を一時的に増加する制度のこと。

(注5) 耐用年数の短縮とは、減価償却資産について、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由によって、その資産の実際の使用可能期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合、あらかじめ納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、その資産の使用可能期間を耐用年数として、早期に償却することができるという制度のこと。

※法人税法又は所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、下表に掲げる添付書類とともにご提出ください。これらの償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による計算上の取扱いに準じて評価額等が算出されます。

《耐用年数の短縮等の添付書類一覧》

事 項	国税における所轄	添 付 書 類
耐用年数の短縮	国税局長	耐用年数の短縮の承認申請書（写）
増加償却	税務署長	増加償却の届出書（写）及びそのことを証する書類（写）

2. 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

工場や商店を営営していたり、駐車場やアパートを貸し付けているなど、事業を営んでいる方で、船橋市内に償却資産をお持ちの場合は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在（賦課期日）の所有状況の申告をお願いしています。

また、申告書が送られてきた方で償却資産をお持ちでない方、廃業・転出等により船橋市内の償却資産がなくなった方も、備考欄に必要事項を記入の上、提出して下さるようお願いいたします。

(2) 提出していただく書類

申告方式	申告していただく方	申告していただく資産	提出書類・様式	備 考
一 般 方 式	令和5年1月2日以降に新規に事業を開始された方	令和6年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	○償却資産申告書 [緑色] ○種類別明細書 [緑色] (増加資産・全資産用)	○種類別明細書（増加資産・全資産用）に全資産を記入してください。 ○申告する資産がない場合、申告書の「18. 備考」欄の「該当資産なし」の□にチェックを入れてください。また、今後も資産が生じる見込みがない場合は、「申告書送付停止希望」と記入してください。ただし、資産の所有状況を確認するため、概ね3年に一度は申告書を送付させていただきます。
	今回初めて申告される方			
方 式	上記以外の方	令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	○償却資産申告書 [緑色] ○種類別明細書 [緑色] (増加資産・全資産用) ○種類別明細書 [赤色] (減少資産用)	○資産の増減がない場合、申告書の「18. 備考」の「資産増減なし」の□にチェックを入れてください。なお、種類別明細書の提出は不要です。 ○賦課期日現在資産がなく、今後も生じる予定がない場合は、「申告書送付停止希望」と記入してください。ただし、資産の所有状況を確認するため、概ね3年に一度は申告書を送付させていただきます。
企 業 電 算 処 理 方 式	企業の電算処理により申告される方	令和6年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	○償却資産申告書 ○種類別明細書 (増加資産・全資産用) ○種類別明細書 (減少資産用)	○本市様式の種類別明細書にある記載事項の全てを記載してください。 ○「全資産」と共に「増加資産」及び「減少資産」の明細を添付してください。 ○全ての資産について「評価額」を算定してください。(注) ○種類毎に区分し、それぞれの合計額を記載してください。 ○課税標準の特例の適用がある場合は、その特例率、課税標準額を記載してください。

(注) 省令の改正により変更された耐用年数については、平成21年度課税分より適用されます。評価額の計算については、資産の取得時に遡って改正後の耐用年数を用いるのではなく、平成20年までは改正前の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて計算し、平成21年度より改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出します。また、種類別明細書（全資産用）の記載に際しては、耐用年数省令の改正で耐用年数を変更したことが分かるような表記をお願いいたします。(例：該当資産の「摘要」欄に「省令改正による」と記載)

3. 評価額、税額等の計算について

(1) 評価額の計算方法

償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、所有している償却資産1件ごとに賦課期日(1月1日)の決定価格(評価額)を算出します。なお、償却資産(固定資産税)における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法です。耐用年数に応じた減価率は11ページの表をご参照ください。

前年中に取得した資産(初年度)	前年前に取得した資産(2年度目以降)
評価額 = 取得価額 × (1 - 減価率 × 1 / 2)	評価額 = 前年度の評価額 × (1 - 減価率)

- ※ 取得価額は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む)をいいます。
- ※ 消費税の取扱いについては、国税において税込処理をしている場合は税込価額を、国税において税抜処理をしている場合は税抜価額をそれぞれ取得価額としてください。
- ※ 「固定資産評価基準」別表第15の減価率を用います(11ページ表参照)。
- ※ 評価額が取得価額の5%よりも小さくなった場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

(2) 税額の計算方法

$$\text{税額 (100円未満切捨)} = \text{課税標準額 (1,000円未満切捨)} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

課税標準額とは、令和6年1月1日現在に船橋市内に所在する償却資産の評価額の合計(決定価格)で、償却資産課税台帳に登録されたものです。

課税標準の特例の適用がある場合には、適用後の額が課税標準額となります。

特例の適用がない場合には決定価格の合計額がそのまま課税標準額となります。

また課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

【計算例】

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和6年度評価額	合計
舗装路面 (アスファルト舗装)	令和5年7月	3,000,000	10年	0.206	$3,000,000 \times (1 - 0.206 \times 1/2) = 2,691,000$ 円 (令和6年度評価額)	2,919,816円 (令和6年度評価額)
ルームエアコン	令和4年12月	400,000	6年	0.319	$400,000 \times (1 - 0.319 \times 1/2) = 336,000$ 円 (令和5年度評価額) $336,000 \times (1 - 0.319) = 228,816$ 円 (令和6年度評価額)	

課税標準の特例の適用がないため、評価額=決定価格=課税標準額=2,919,816円
 課税標準額の1,000円未満を切り捨て、税率1.4%(100分の1.4)をかけます→2,919,000×0.014=40,866円
 100円未満を切り捨て→40,800円(税額)

(3) 中古資産の耐用年数

中古資産の耐用年数は下記のとおり計算してください。

① 法定耐用年数の全部を経過した中古資産

その中古資産の法定耐用年数の100分の20に相当する年数

② 法定耐用年数の一部を経過した中古資産

その法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の100分の20に相当する年数を加算した年数、例えば、法定耐用年数30年の構築物で建築後12年を経過したものを取得した場合の残存耐用年数は20年となります。

《計算式》(30年 - 12年) + (12年 × 20 / 100) = 20.4年 → 20年

なお、計算した年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた年数とし、その計算した年数が2年に満たない場合には、2年をその残存耐用年数とします。

(4) 耐用年数に応ずる減価率表・減価残存率表

(「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成)

耐用年数	減価率 (α)	取得時期		耐用年数	減価率 (α)	取得時期	
		前年中 ($1-\alpha/2$)	前年前 ($1-\alpha$)			前年中 ($1-\alpha/2$)	前年前 ($1-\alpha$)
		(減価残存率)				(減価残存率)	
				26	0.085	0.957	0.915
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955

4. 課税標準の特例、非課税及び減免について

(1) 課税標準の特例が適用される償却資産

公共の危害防止施設、資源の有効利用機械等の償却資産については、社会政策・経済政策の見地から地方税法において課税標準の特例が設けられ固定資産税が軽減されます。該当する資産がある場合は、特例適用申告書を提出してください。

(地方税法第349条の3、同法附則第15条等)

適用条項		特例対象資産	具体例	特例割合	添付書類
条	項・号				
地方税法第349条の3	第5項	内航船舶	漁船など(回遊船、遊魚船などを除く)	1/2	船舶原簿、船籍票及び登録票の(写)など
	第27項	家庭的保育事業の用に供する償却資産	各事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産(注1)	1/3 (わがまち特例)	各事業の認可通知書(写)など
	第28項	居宅訪問型保育事業の用に供する償却資産			
	第29項	事業所内保育事業(利用定員が5人以下のものに限る)の用に供する償却資産			
地方税法附則第15条	第2項第1号	汚水又は廃液の処理施設(注2)	沈殿・浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置など	1/2 (わがまち特例)	特定施設設置(使用、変更)届出書(写)、稟議書、仕様書など
	第2項第2号	ごみ処理施設	焼却装置、分解装置など	1/2	廃棄物処理施設設置許可申請書(写)、仕様書など
	第2項第5号	下水道除害施設	沈殿又は浮上装置、油水分離装置など	4/5 (わがまち特例)	下水道除害施設設置届(写)、仕様書など
	第25項第1号イ	再生可能エネルギー発電設備(注3)	太陽光発電設備(認定発電設備以外で出力が1000kw未満)	2/3 (わがまち特例)	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書(写)など
	第25項第2号イ		太陽光発電設備(認定発電設備以外で出力が1000kw以上)	3/4 (わがまち特例)	
	第28項	浸水防止用設備	止水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機など	2/3 (わがまち特例)	仕様書や取得時期・取得価額等がわかる書類など
	第32項	企業主導型保育事業の用に供する償却資産	子ども・子育て支援法に基づく企業主導型保育事業の運営費の補助を受けた事業者等が当該事業の用に供する償却資産	1/3 (わがまち特例)	児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき提出した届出書(写)、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けたことを証する書類(写)など
第45項	先端設備等導入計画に基づき取得した生産性向上に資する資産	中小企業者等が先端設備等導入計画に基づき取得した一定の要件を満たす償却資産(注4)	賃上げ表明なし: 1/2 賃上げ表明あり: 1/3	工業会証明書の写し・市から認定を受けた先端設備等導入計画の写し・認定書の写しなど	
附則第64条	先端設備等導入計画に基づき取得した生産性向上に資する資産	中小企業者等が先端設備等導入計画に基づき取得した一定の要件を満たす償却資産(注4)	0 (わがまち特例)	工業会証明書の写し・市から認定を受けた先端設備等導入計画の写し・認定書の写しなど	

(注1) 当該事業の用以外の用に供されていないものに限ります。

(注2) 既存の施設又は設備に代えて設置するものは除きます。

(注3) 経済産業省の認定を受けた風力、水力、地熱、バイオマス発電設備についても特例規定があります。

(注4) 特例の対象となる要件等について、詳しくは資産税課償却資産係までお問い合わせください。

(2) 非課税となる償却資産

地方税法に規定する一定の要件を備えた償却資産は固定資産税が非課税となります。

該当する償却資産を所有されている方は、非課税内容に係る資料とともに非課税申告書をご提出ください。(地方税法第348条、同法附則第14条)

(3) 固定資産税の減免が適用される資産

船橋市市税条例第71条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有者からの申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が免除されます。該当する資産を所有されている方は、減免内容に係る資料とともに減免申請書をご提出ください。(地方税法第367条)

5. 調査協力をお願い

(1) 実地調査について

申告書の受理後、地方税法第353条（質問検査権）及び第408条（実地調査）に基づいて電話での問い合わせや資料の提供依頼及び実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。また、上記の調査等に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税年度は現年度だけではなく、資産の取得時期に応じて遡及しますので、あらかじめご承知おきください。

(2) 虚偽の申告をした場合又は申告をしない場合

申告すべき事項について虚偽・過少の申告をした場合、又は正当な理由がなく申告をしない場合は、罰則規定により罰金または過料を科せられることがあります。（地方税法第385条、市税条例第75条）

(3) 実地調査に関する市の方針や説明

船橋市のホームページ（<https://www.city.funabashi.lg.jp/>）には、この「申告の手引き」や「償却資産の申告書」をはじめ「関係法令」、「評価・課税要綱」、「実地調査要領」、「資産区分の例示」等を掲載しています。ご参照ください。

6. マイナンバー（個人番号）の記載について

申告書に記載されたマイナンバー（個人番号）については、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施させていただきます。申告の際には以下の本人確認資料をお持ちください。郵送の場合には本人確認資料の写しの添付をお願いします。

なお、法人番号を記載した申告書をご提出いただく際は確認資料の添付は不要です。

《本人が個人番号の記載された申告書を提出する場合》

	番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	・マイナンバーカード（裏面） ・個人番号が記載された住民票の写し 等 ・通知カード*	・マイナンバーカード（表面） ・運転免許証 等

《本人の代理人が個人番号の記載された申告書を提出する場合》

	代理権確認資料	代理人の身元確認資料	本人の番号確認資料
窓口・郵送	・委任状 ・戸籍謄本（法定代理人の場合） 等	・代理人のマイナンバーカード（表面） ・代理人の運転免許証 等	・本人のマイナンバーカード（裏面） ・本人の個人番号が記載された住民票の写し 等 ・本人の通知カード*

※氏名・住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きが取られている場合に限る

7. 記載例

(1) 申告書の記載例

申告書を提出する年月日を記載してください。

事業の種目を具体的に記載してください（例えば、電子部品製造業、自動車販売業等）。
また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記載してください。

住所（又は納税通知書送達先）及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。
また、ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号を記載してください。

氏名を記載し、ふりがなを付してください。
なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
屋号があれば記載してください。

前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

令和 6 年 1 月 20 日
船橋市長 ため

令和 6 年度
償却資産申告書

受付印

所	1. 住所 <small>(ふりがな)</small> <small>(又は納税通知書送達先)</small>	ふなばし し みなどちよう 船橋市湊町2-10-25	ふなばし 船橋ビル2階
	2. 氏名 <small>(ふりがな)</small> <small>(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</small>	かぶしき がいしゃ 株式会社 タックス印刷	代表取締役 船橋 大輔 (屋号)

電話 (047-436-

資産の種類	取 得 価 額			計
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	
	十億	百万	千	円
1 構 築 物				
2 機 械 及 び 置 装		49310000	9600000	26870000
3 船 舶				
4 航 空 機				
5 車 両 及 び 具 搬 運				
6 工 具、 器 具 及 び 備 品		5460000	1200000	1750000
7 合 計		54770000	10800000	28020000

資産の種類	評 価 額 (ホ)			※ 決 定 価 格 (ヘ) ※				
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構 築 物								
2 機 械 及 び 置 装								
3 船 舶	記載の必要はありません。							
4 航 空 機	ただし、電算処理により全資産申告							
5 車 両 及 び 具 搬 運	を行う事業所は記載を必要とします。							
6 工 具、 器 具 及 び 備 品								
7 合 計								

直近の「減価償却額(費)の計算書、又は固定資産台帳」の写しの添付にご協力ください。

〔(イ) 前年前に取得したもの〕-
〔(ロ) 前年中に減少したもの〕+
〔(ハ) 前年中に取得したもの〕によっ
て算出した、取得合計額を資産の種類
別に記載してください。

マイナンバー（個人番号）又は法人番号を記入してください。

船橋市内での事業開始年月を記載してください。

この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。

経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

該当するほうを○で囲んでください。

船橋市内にある事業所等資産の所在地を記載してください。

借用（リース・レンタル）資産の有無について該当するほうを○で囲んでください。
なお、借用資産がある場合にはその資産名及び貸主の名称等を記載してください。

事業所用家屋の所有区分について該当するほうを○で囲んでください。

(償却資産課税台帳)

区分		登録	1	整理番号	
		修正	3		
		削除	9	1723723723	
3. 個人番号又は法人番号	2232)		8. 短縮耐用年数の承認	有	無
4. 事業種目	印刷業		9. 増加償却の届出	有	無
(資本金等の金額)	(15 百万円)		10. 非課税該当資産	有	無
5. 船橋市内での事業開始年月	H12年 4月		11. 課税標準の特例	有	無
6. この申告に 応答する者の 係及び、氏名	経理部 千葉 太郎 電話 (047-436-2232)		12. 特別償却又は圧縮記帳	有	無
7. 税理士等の 氏名	関東 一郎 電話 (047-436-2233)		13. 税務会計上の償却方法	定率法	定額法
			14. 青色申告	有	無
(イ)-(ロ)+(ハ)(ニ)	15. 船橋市内における事業所等資産の所在地		西船4-17-13		
十億 百万 千 円	66580000		16. 借用資産 貸主の名称等 さざんかリース(株) TEL 436-2222 (有)・無)		
5410000	17. 事業所用家屋の所有区分		自己所有)・借家		
71990000	18. 備考(添付書類等)		廃業・転出等 (年 月 日) 資産内容は該当項目に☑して下さい。 転出先		
課税標準額(ト)	資産内容: □資産増減あり □資産増減なし □該当資産なし		添付書類: あり・なし(書類名)		
十億 百万 千 円					
	控返送		済・封筒なし 処理日・処理者		

第二十号様式(提出用)用紙(日本工業規格A4・草色) (第十四条関係)

- 次のような事項を記載してください。
- ①前年中に廃業した場合は、「廃業」を○で囲み、その年月日を記入してください。
 - ②前年中に転出等した場合は、「転出等」を○で囲み、その年月日及び転出先を記入してください。
 - ③前年中の資産内容の□にチェックを入れてください。
 - ④耐用年数の修正を要する資産を所有している場合には「耐用年数の修正を要する資産有り」と明記してください。
 - ⑤「短縮耐用年数承認書の写」、「増加償却の届出書の写」等の添付書類がある場合にはその名称を記入してください。
 - ⑥非課税に該当する資産を所有している場合には、その適用条項を記入してください。
 - ⑦前年中に所有者の住所、氏名又は名称の変更等があった場合には、変更年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称等の参考となる事項を記入してください。
 - ⑧納税管理人を定めている場合には、その者の住所、氏名を記入してください。
 - ⑨その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項がある場合には、その事項を記入してください。

(2) 種類別明細書の記載例

同封の「償却資産申告書」右上と同様の整理番号を記載してください。

申告の年度を記載してください。

資産を取得した年月を記載してください。
 なお、年号については、3. 昭和、4. 平成、5. 令和とし、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。
 ※平成31年4月までは4. 平成、令和元年5月以降は5. 令和を記載してください。

「1. 構築物」、「2. 機械及び装置」、「3. 船舶」、「4. 航空機」、「5. 車両及び運搬具」、「6. 工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1から6までの数字を記載してください。

記載する必要はありません。

種類別明細書(増加)

- (1. 初めて申告される方は、申告すべき全資産)
- (2. 前年度以前から申告されている方は、新たに)

区分	登録 修正	1 3	整理番号			数量	取得年月		
			1,2,3	1,2,3	1,2,3		年号	年	月
令和	6	年度							
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等			数 量	年 号	年	月
01	2		電子画像処理装置			1	5	0	4
02	2		穴開け機			1	5	0	4
03	2		プレス機			1	5	0	4
04	6		カラープリンター			1	5	0	4
05	6		サーバー(1号店)			1	5	0	5
06	6		サーバー(2号店)			1	5	0	5
07									
08									
09									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
小 計						6			

当該資産の取得価額を記載してください。

なお、「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む）をいいます。

また、法人税法及び所得税法の規定による圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。

(増加資産・全資産用)

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第6まで（別表第3及び第4を除く）に掲げる耐用年数を記載してください。
 なお、中古資産について、見積耐用年数によってはその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によってはその耐用年数を記載してください。

氏名又は名称を記載してください。
 また、この「種別別明細書（増加資産・全資産用）」について、3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。

資産・全資産用

（について記入して下さい。
 に取得した資産のみ記入して下さい。）

提出用

第十六号様式別表一

所有者名	7枚のうち
タックス印刷	1枚目

資産が増加した事由の番号を○で囲んでください。

取得価額	耐用年数	価額	特例 コード	非課税 コード	分離 コード	課税標準額	増加事由	摘要
							1.新品 2.中古 3.移動 4.その他	
25000000	10						①2・3・4	
470000	10						①2・3・4	
1400000	10						1・2・3④	申告もれ
650000	5						①2・3・4	
300000	5						①2・3・4	
200000	5						①2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
							1・2・3・4	
28020000								

当該資産については、次のような事項を記載してください。

- ①非課税資産又は課税標準の特例がある資産について、その適用条項（例：地方税法本法附則第15条第○項）
- ②地方税法第342条第3項の規定の適用がある資産については、その旨の表示と売主の名称等。
- ③耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示。
- ④短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示。
- ⑤増加償却を行っている資産についてはその旨の表示。
- ⑥その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項。

(3) 種類別明細書の記載例

申告の年度を記載してください。

前年中に減少した資産の数量を記載してください。
 なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する数量を記載してください。

同封の「償却資産申告書」右上と同様の整理番号を記載してください。

令和 〇 年度

種類別明細書 (

区	修正	3	整理番号
分	削除	9	
			1,2,3,1,2,3,1,2,3

同封の「償却資産種類別明細書」により前年中に減少した資産を選び記載してください。

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		
					3. 昭和	4. 平成	5. 令和
					年	月	
01	2	000000001	製本機	1	4	13	04
02	2	000000002	印刷機	1	4	13	04
03	2	000000004	印刷機	1	4	13	04
04	6	000000009	カラープリンター	1	4	17	04
05	6	000000010	サーバー	1	4	17	04
06							
07							
08							
09							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
小 計				5			

(減少資産用)

前年中に減少した資産の取得価額を記載してください。
 なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください。

氏名又は名称を記載してください。
 また、この「種類別明細書(減少資産用)」について、3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。

(減少資産用)

所有者名	1枚のうち
タックス印刷	1枚目

提出用

第二十六号様式別表二

当該償却資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。

取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		摘要
			1.売却 3.移動	2.減失 4.その他	
8000000	10		1・②・3・4	①・2	
7000000	10		1・②・3・4	①・2	令和3年2月に除却(減少もれ)
600000	10		1・②・3・4	①・2	
500000	5		1・②・3・4	①・2	
700000	5		1・②・3・4	1・②	取得価額210万円(3台)のうち70万円(1台減少)
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
10800000					

①減少の区分が「2.一部」に該当する場合には次の例のように記載してください。
 (例)
 当初取得価額210万円(数量3)のうち70万円(数量1)分減少。
 ②その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記載してください。

同封の「償却資産種類別明細書」により前年中に減少した資産を選び記載してください。

8. お問い合わせ先及び申告書の提出先

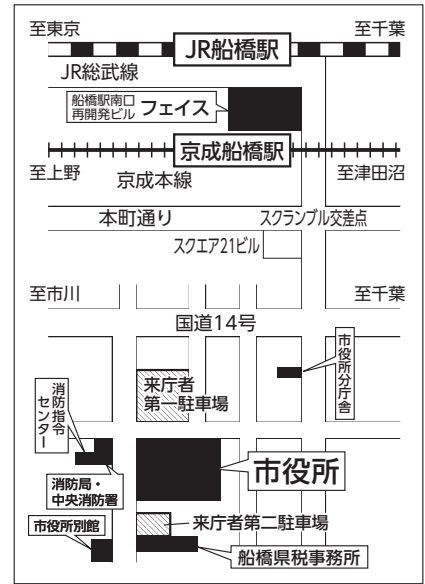
(1) お問い合わせ先

〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号
 船橋市役所 税務部 資産税課 償却資産係
☎ 047-436-2232 (直通)
FAX 047-436-2220
 ホームページ <https://www.city.funabashi.lg.jp/>
 e-mail shisanzei@city.funabashi.lg.jp

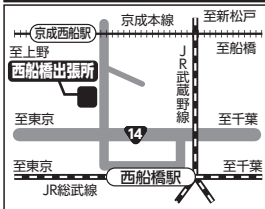
(2) 申告書の受付場所と受付時間

- 市役所・各出張所・連絡所
 月～金曜日 9:00～17:00
- 船橋駅前総合窓口センター (フェイスビル5階)
 月～金曜日 9:00～20:00
 第2・4土曜日とその翌日の日曜日
 9:00～17:00
☎ 047-423-3411
FAX 047-423-3189

(3) 各出張所・連絡所及びフェイスへのアクセス

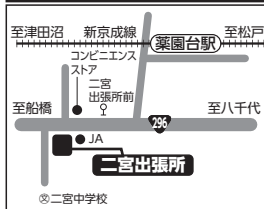


西船橋出張所 ☎047-433-4321 FAX 433-1153



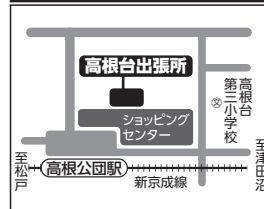
〒273-0031
 西船4-17-3
 JR西船橋駅から徒歩約5分、または京成本線京成西船橋駅から徒歩約3分

二宮出張所 ☎047-464-1811 FAX 464-1833



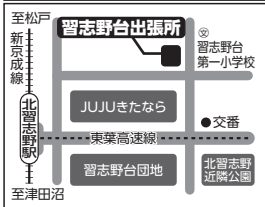
〒274-0074
 滝台1-1-20
 新京成線薬園台駅から徒歩約10分

高根台出張所 ☎047-465-4331 FAX 465-4390



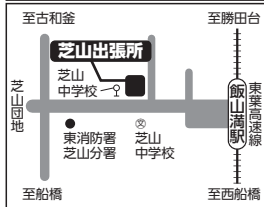
〒274-0065
 高根台1-2-5 (高根台公民館)
 新京成線高根台駅から徒歩約2分

習志野台出張所 ☎047-466-2811 FAX 463-7013



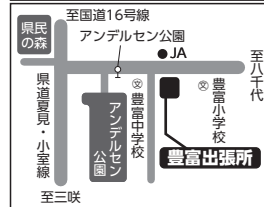
〒274-0063
 習志野台2-45-18
 新京成線・東葉高速線北習志野駅から徒歩約5分

芝山出張所 ☎047-463-2561 FAX 462-9050



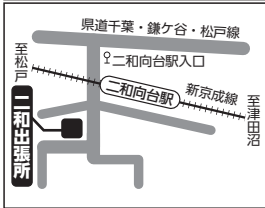
〒274-0816
 芝山3-10-8
 東葉高速線飯山満駅から徒歩約3分

豊富出張所 ☎047-457-2003 FAX 457-9828



〒274-0053
 豊富町4 (北部公民館)
 新京成線三咲駅から新京成バス「セコムメディック病院」行きに乗り、「アンデルセン公園」下車、徒歩約1分

二和出張所 ☎047-447-4507 FAX 447-5150



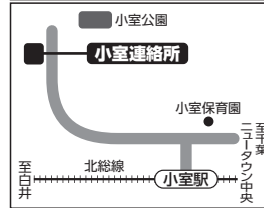
〒274-0805
 二和東5-26-1 (北図書館・二和公民館)
 新京成線二和向台駅から徒歩約1分

三山連絡所 ☎047-475-8300



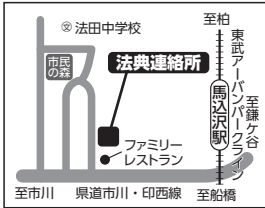
〒274-0072
 三山8-19-1 (三山市民センター)
 JR津田沼駅北口から京成バス「三山車庫」行きに乗り、「三山入口」下車徒歩約2分

小室連絡所 ☎047-457-5146



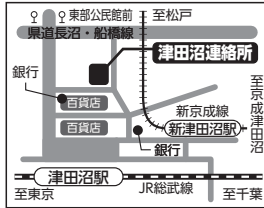
〒270-1471
 小室町3308 (小室公民館・小室児童ホーム)
 北総線小室駅から徒歩約3分

法典連絡所 ☎047-438-6262



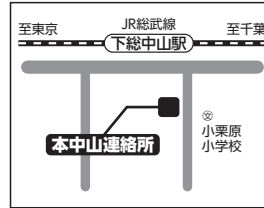
〒273-0047
 藤原7-33-7 (法典公民館)
 東武アーバンパークライン馬込沢駅から徒歩12分

津田沼連絡所 ☎047-471-1151



〒274-0825
 前原西2-21-21 (東部公民館)
 JR津田沼駅から徒歩約3分

本中山連絡所 ☎047-336-5481



〒273-0035
 本中山3-20-2
 JR下総中山駅から徒歩約1分

「申告書の提出」が身近で便利になりました。

- 市役所の窓口だけでなく、船橋駅前総合窓口センター (フェイスビル5階)、各出張所・連絡所あるいは郵送でも受け付けております。
- ただし、申告書作成に関する相談・問い合わせ及び郵送による提出は、市役所へお願いします。